

令和3年あきる野市農業委員会 7月総会議事録

令和3年7月26日（月）午後1時30分、令和3年あきる野市農業委員会7月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、小川金二、栗原剛、平野久雄

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

小田川篤雄、坂本博、宮崎恒雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第3号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第5号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第6号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは、若干早いのですが皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。

皆さま、こんにちは。オリンピックも始まりましたが、新型コロナウイルス拡大による無観客となったり、また市で行う予定だった聖火リレーも中止となりまして、東京都の感染者も大分増えてきておりまして、あきる野市も同様に毎日のように感染者が出てきております。農業委員会といたしましても、感染対策を行いながら無事に総会を進行していければと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。また、本日、引田の区画整理事業の案件が提出されておりますが、最近事業が進行していく中で様々な農地に関する検討も出てきております。農業委員会といたしましては、農地を保全する立場ではございますが、今後の市の施策に基づきまして、協議をしていかなければいけないことも多々ございますので、本日の案件も含めまして、審議をよろしくお願ひいたします。それでは、ただ今から、令和3年あきる野市農業委員会7月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、よろしくお願ひいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話がありましたように、新型コロナウイルスが思ったより長引きまして、皆さま交代で出ていただいて、これから、予報ですと台風も来るといふことで、そのお忙しい中来ていただきまして、台風の備えもございましてしょうから、できるだけ速やかに議事を進めたいと思いますので、皆さまのご協力をお願ひいたします。以上です。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願ひいたします。

(会長) はい。諸報告、7月6日、火曜日に日の出町役場で開催されました、西多摩地区農業委員会広域連携会議に事務局長と私の2名で出席しました。諸報告は以上です。また、今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、緊急事態宣言の発令を受け、推進委員は半数の出席とし、農業委員も担当案件のある委員で開催することとしております。本日の署名委員は大福委員と小川委員になります。よろしくお願ひいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の合計12名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1についてですが、ことらはご本人をお呼びしている案件となりますが、まずは事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和3年7月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小田川委員、説明願ひます。

(小田川委員) はい。それでは報告させていただきます。地図は10ページをご覧ください。7月20日に小川委員、それから事務局2名で現地を調査させていただきました。

(現地案内図 説明)

この〇〇〇〇番はかなり広い畑でありまして、東側半分がきれいにうなっておりまして、西側についてはカボチャ、インゲン、エダマメ、オクラ、イチゴ等が植えられておりました。特に問題ないかと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本委員) あの、職業が不動産賃貸業と農業ということですが・・・

(事務局次長) 兼業と言いますか、ご自身としては今、不動産賃貸業をやっているとして、それと同時に並行して農業もやってらっしゃるという形になります。

(橋本委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？それではご本人に入らせていただきます。

(〇〇氏 入室)

(議長) どうも今日はお忙しいところ、ありがとうございます。あきる野市●●〇〇〇番地、〇〇〇さんでお間違いないですね？それでは簡単に自己紹介と言いますか、一言お願いします。

(〇〇氏) はい。●●に住んでいる〇〇〇と申します。●●歳です。よろしくお願いします。

(事務局次長) 今回、相続税納税猶予になりますので、終生農業をやっているかといかないといけないところで、今日は審査となりますので、今後の心意気と言いますか、今までどんな物を作って、今後どういう物を作っていか、そのあたりをお話いただきたいと思えます。

(〇〇氏) はい。今まで一通り全部作ってきてるのですが、今年も例年通りで、今は夏野菜、トマト、キュウリ、ナス、万願寺トウガラシ、インゲン、オクラです。

(事務局次長) 相続される前から〇〇〇さんが主となって、やられていたのですか？

(〇〇氏) 以前は手伝い程度でしたが、2、3年ぐらい前からはしっかりやり始めています。

(事務局次長) 技術的なことは、これまでの経験をふまえて、ということですか？

(〇〇氏) そうですね。細かいことはまだ分からないのですが・・・

(事務局次長) では今後は勉強しながら、やっていかれるということですか？

(〇〇氏) はい、そうですね。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小川委員) 今日は大変ご苦労様です。小田川さんと一緒に現地を見させていただきました。家庭菜園風でいろんな物を多品目を作って、きれいに栽培してあるなという感じは見受けられました。

●●●寄りの所は良く耕耘されて、秋野菜の準備かなという状況も見受けられたのですが、現在は兼業ということですが、今後はどのように？

(〇〇氏) 不動産の方はアパートを持っています、それは任せっぱなしなので・・・

(小川委員) それでは今後は農業に専念できると考えていい訳ですね？

(〇〇氏) はい、そうです。

(小川委員) 見た限りでは〇〇〇〇番の方は、暑い最中で草がいっぱい生える時期にしてはきれいに管理してあったなと感じました。これをずっと続けてきれいにしていただきたいと思えます

ので、よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) はい。

(議長) 他にご質問ございますでしょうか?・・・よろしいですか?それでは、相続税納税猶予でするので、栽培も含めて畑をきれいにさせていただくのですが、農業委員会としましても定期的にいろいろな畑を見させていただいていますので、小川委員も言ったようにきれいに栽培を続けていただければと思います。では、本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございました。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問はないでしょうか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして第2号議案、収受38について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和3年7月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・収受38 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受38について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。地図は11ページです。7月20日に田中英雄委員と事務局とともに現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

以前、農業委員会でサルの獣害についてこの地域へ視察に行っているのですが、ちょうどその場所になります。現地ですが、地目は畑となっていますが、ほぼ山です。なかなかの急斜地で、〇〇〇〇に一部囲いがしてありまして、その中に夏野菜が何種類か、キュウリ、エダマメ等が作られておりました。それ以外の所には梅、柿、柚子等の果樹が植えられているという状況で、下草の方は多分数日前に刈ったのではないかという感じでしたが、歩きやすい状態になっていました。でも、本当にすごい急斜地なので、転んだら下まで落っこちてしまうような、なかなか果樹以外の事はできないんじゃないかなというような場所ではあります。今回世帯内贈与になっておりまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは●●●●●さんという不動産業をなさっております。譲受人の次男の〇〇□□さんは●●●●●の方で働いております。〇〇□□さんご本人は大学は農学部を出ていらっしゃるということで、農業の方も精通されているということで、週末農業という形になるようですが、現地の管理をされていくと伺っております。以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受38について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、
経由2、経由3については関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和3年7月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・経由2 朗読)

(第3号議案・経由3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、経由2、経由3について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る7月20日に、事務局2名と坂本委員の4名で現地を確認いたしました。場所につきましては13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

経由2の○○○-○ですが、入口につきましては西側の2メートル程度の公道から入って来るようになっております。畑の西側約半分については栗畑で、18本ありまして、生きているのは8本でございます。残りの半分のうち、北側の約●●坪程度の所につきましては、ミニトマト等があり、家庭菜園程度のものでございます。残りの土地については作付けはされておませんが、よく耕耘されております。隣の経由3、□□□-□は南北の幅広い道路に接道しており、40～50年経過している梅の木が13本あり、良く耕耘がされた状態です。本件2件は武蔵引田駅の北口の土地区画整理事業に伴う、事業区域内にある3ヶ所の駐車場の一時的な仮駐車場ということですが、本来であれば事業区域内で対応すべきと考えておりますが、様々な事情により今回の申請に至ったようです。当該農地は市街化調整区域内であり、かつ、農業振興地域内の農用地に定められていることから、3年間の期限の厳守と農地としての復元をきちんと守っていただきたいことが必要と考えます。詳しくは事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。以上です。

(議長) では次に、補足の説明をお願いします。

(事務局次長) はい。こちらにつきましては、引田区画整理事業の施工に伴う案件となりまして、引田駅北口に先ほどご説明ございましたとおり、3ヶ所駐車場がございまして、その駐車場が区画整理事業の進捗に伴い一時的に使用出来なくなることに伴う案件となります。本来であれば事業地内で仮の駐車場が用意できれば良いのですが、事業の施工が年を追って段階的に進んでいくことから、駐車場を一旦設けたとしても、半年後、1年後にはまたそこが使えなくなってしまい、その場合、再度、別の場所に駐車場を移さなければいけないということがあり、今回の申請に至っております。申請地につきましては、農用地区域内の農地、いわゆる農振農用地以外について検討をしたところではありますが、適地が見つからず、東京都含め調整をしていく

中で、一時的な転用のみが認められる農用地区域内の農地である本申請地を3年間の一時転用ということで申請地としております。3年後につきましては、農地として利用できるように復元し、どのような農業経営を行うかについての営農計画書の提出もいただいております。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(栗原委員) 区画整理事業の進捗状況を鑑みて、3年で足りるのですか？

(事務局次長) はい。現時点で区画整理推進室にも確認はしておりますが、こちらは許可をいただいた時点、東京都から許可をいただいた時点から3年というところで、令和3年の10月頃から駐車場として準備をします。そこから3年間で何とか工事は終わらせると。もし、できなかったとしても駐車場については事業が進捗しているエリアに確保させるということで確認しております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由2、経由3の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進捗については、これを相当と認める意見を付して、進捗する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進捗することにいたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年7月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明いたします。7月20日に長濱委員、事務局2人、計4人で現地調査に行っておりまして。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

○-○○、○-△△につきましては、ラッカセイや夏野菜等、きれいに作付けしてありました。□-○、□-△につきましても、カボチャ、イモ、ネギ等、きれいに作付けされておりまして、2ヶ所とも草が1本もないぐらい、丁寧に管理されておりましたので、何ら問題ないと思えますが、ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2の小川分について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明いたします。先ほど申し上げたとおり、7月20日に4名で現地調査に行っておりまして、地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず〇〇-〇の畑でございますが、草は刈ってあります。1ヶ月、ないし2週間以内に刈ったと思われるような状態でありました。ここは、なかなか作物が育ちにくいそうで、果樹等を植えてはいるのですが、育ちが良くなく草の管理に手が追われているようです。もう1筆の△△△-△ですが、こちらはキュウリ、ナス、オクラ等がきれいに栽培されて、〇〇〇〇〇さんは庭先販売をされていて、いろいろな夏野菜を作ってきたきれいに管理されておりました。次に16ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

田んぼの1画に□□□、◇◇◇がございます。ここはサトイモや夏野菜がきれいに作付けしてあります。草の管理もされていて、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) 続きまして、番号2の二宮分について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。二宮分について報告させていただきます。7月20日に平野委員、事務局の計4名で現地に行っておりまして、二宮分は筆がたくさんございますが、大きく分けて3ヶ所というイメージになります。地図の17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず、〇〇〇-〇から〇〇〇-△の6筆ですが、こちらはトウモロコシの収穫中というところで、角地に販売所もありまして、そこで販売もしているような形跡でした。続いて△△△番ですが、細長い畑で、こちらにもトウモロコシの栽培がされて、収穫中というような感じで、しっかり耕作されている所です。もう1ヶ所、□□□-□と□□□-〇ですが、こちらにも一帯的に使われていて、トウモロコシの栽培が終わって、片付けをされていた状況が見て取れました。いずれもこちらの畑はトウモロコシの栽培の途中であったり、終わった後であったりというところで、耕作が継続されていることが分かりました。以上となります。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員、長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・では事務局からも、詳細をお願いします。

(事務局) はい。先ほど平野委員から説明がありました、小川の〇〇-〇ですが、〇〇〇〇〇さんに確認をいたしまして、この畑は石がとても多いそうで、今までミカンやブルーベリーも30本ほど植えたとおっしゃっていたのですが、全部枯れてしまったりして、野菜や果樹等がうまく育たないとおっしゃっていました。今後引き続き農業を継続していきたいとは考えているようで、今後は梅にも挑戦していきたいとお話は伺っております。他にも育ちやすい野菜などありましたら、ぜひ教えてくださいとおっしゃっていました。以上です。

(小川委員) 本人は●●歳でいろいろ野菜を作っているようですが、誰が作っているのですか?

(事務局次長) 私が聞いている限りでは、ご本人とご家族も含めて耕作していると聞いています。

特に△△△-△の所は、よく〇〇〇〇〇さんが椅子に座りながら細かい作業をしているのを見
ていますし、そういったように聞いております。

(本郷委員) 私、たまたま近所ですので、よく事情を承知しているのですが、特に△△△-△は細
かくびっしり最高に良くできている。それから、二宮の部分はトウモロコシを全面的に作って、
五日市街道で販売をしている。年齢の割にはすごく元気で快活な人なんです。

(長濱委員) この〇〇-〇の近隣の畑はそれなりに作れているんですよね。同じような近くの所は。

(議長) この西側ですか？

(長濱委員) 西側ですね。近隣にも別の方の所有の畑があるのですが、そちらの方は耕作ができて
いるので、この〇〇-〇だけが育ちが悪いような枯地とはなかなか思いづらいのもあるので。

(議長) 何らかの理由が他にあるのでしょうか？隣とそんなに極端に違いますよね？

(事務局長) 確かに隣も果樹というか、梅とか、栗、柿しかできないような一帯の、砂利のエリア
なんですよね。

(議長) では、なかなか野菜とかは難しいという・・・

(事務局長) 難しいと思います。

(堀江職務代理) 確か、桑みたいなのが多かったと思います。

(議長) 何か他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明す
ることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では条件付きで、異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明する
ことに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。地図は18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

今現在目立って栽培されている物はなかったのですが、きれいに耕耘されていて、畑としてき
れいに管理されているのは確認できました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい
ますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明するこ
とに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたし
ます。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。場所につきましては、19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

当該地につきましては土地の東南の所から出入りをしているようで、両側はブロック塀で囲まれた畑になっておりまして、小さい耕運機が入れる程度のものでございます。栗の木が古いものが7本ありまして、そのうち3本が生きており、収穫しているとのことでございます。新たに苗木が10本植え付けられておりました。下草についても20～30センチの草丈になっておりましたが、栗のイガも1つも落ちてなく、管理が十分されている様子でございます。また事務局からの話ですと、畑の北側3分の1が調整区域で、残りの3分の2が市街化区域という状況のようです。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書8ページ目をご覧ください。第5号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和3年7月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは、地図の10ページをご覧ください。7月20日に小川委員と事務局2名で現地を確認してまいりました。

(現地案内図 説明)

ここにつきましては枯れた栗の木が4本ほどありまして、栗林として管理されてきた状況にあります。下草の方は夏の時期というのもありまして、多少出ておりましたが、すぐに対処できる範囲でありまして、問題ないかなと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第6号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書9ページ目をご覧ください。第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。
令和3年7月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

以上です。

(議長) はい。続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちらも20日に現地調査をまいりました。地図は20ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現在膝から腰高ぐらいの草が生えていて、それまでの間は草刈りはされていたと思われるような、草は高さが揃っていました。こちらには畑の中に4本木が生えていて、これから借りて耕作するにはきっと邪魔だと思われます。ただ、草もたいして高くないもので、それらをよけて耕作する分にはすぐに開始できるような状態の畑になっておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第6号議案・番号2 朗読)

以上です。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。場所につきましては、21ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑はすでに耕耘され、少し草が出始めている状況にあります。畑を使用する〇〇さんにつきましては、すでに近隣地にサツマイモや、トマト、キュウリ、ナスなどが栽培されており、更に効率的な栽培ができるものと思われます。ただし、聞くところによると、1人で行っているということでございますので、あまり耕地を拡大すると無理があったりするのかなという心配をしております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(宮崎委員) あの、ちょっとよろしいでしょうか?私はちょっと分かってないのですが、この〇〇さんは順調なのですか?

(事務局次長) 順調だと聞いております。昨年の10月から新規就農された方で、それ以前は●●●●●の農場長をやっていたり、日の出町の●●●●●の部会の理事をやっていたりして、

いろいろ農業経験は多岐に渡ってきていたのですが、あきる野で勝負をしたいということで新規就農の資格を取って就農されている方で、特段技術的なところも問題ないですし、畑の状況を見てもすごくきれいに管理されていますし、ご自身もさほど悩んでいるようなところもなく、サツマイモもしっかり収穫できてきていると。本格的な軌道に乗るのは数年、5年間の計画で認定していますので、5年を目途にしっかりした農業経営を確立したいということで、順調に進んでいるとの報告を聞いてはおります。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会7月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、8月25日、水曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時33分